

徳島県内事業者の皆さま

徳島県商工労働観光部長

新型コロナウイルス感染症に係る「感染防止対策」の徹底について

日頃は、本県の商工労働観光行政に対し、特段の御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、強力な感染力を持つ「デルタ株」による爆発的な感染拡大が、全国的に広がる中、本県においても、「一週間の新規感染者数」及び「療養者数」が、とくしまアラート「ステージⅣ」の基準に達したことから、医療の逼迫を回避するため、昨日18時付けで、本県初となる「とくしまアラートⅣ・特定警戒」を発動いたしました。

つきましては、貴事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項についてご協力いただきますとともに、従業員、ご家族の皆様及び関係事業者の皆様に対しましても、基本的な感染防止対策の一層の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 事業者の皆様への要請事項(共通事項)

- ・ 人流抑制のため、テレワークの推進
- ・ 都道府県をまたぐ出張の自粛
- ・ やむを得ず出張する場合は、帰県時のPCR検査の実施
- ・ テレビ会議の活用等による県外からの来訪者の受入れの自粛
- ・ 感染源となり得る「OA機器の共有」に関する感染防止対策の徹底

2 飲食店、宿泊事業者の皆様への要請事項

- ・ 「コロナ対策・三ツ星店」への登録  
※三ツ星店 ①ガイドライン実践店  
②PCR定期検査協力店  
③とくしまコロナお知らせシステムの登録

詳しくは、次のホームページをご覧ください

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/5046309/>

3 その他

別添の「チラシ」を事務所内に貼付し、感染予防対策の徹底にご協力ください

担当者	徳島県商工政策課 団体・振興担当 若松
電話	088-621-2322